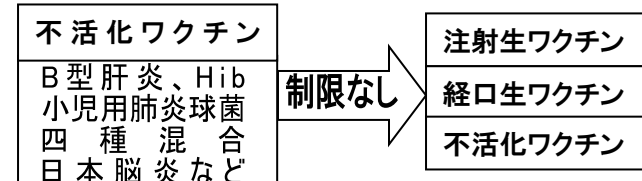
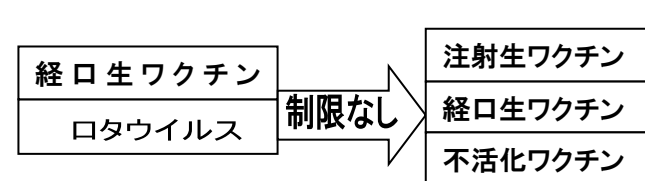
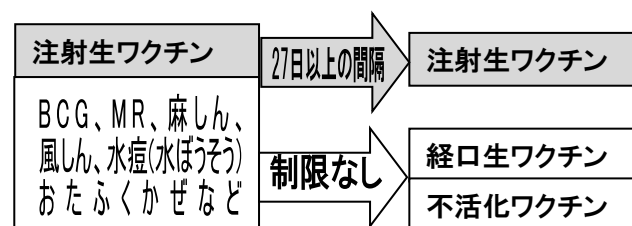


予防接種の標準的なスケジュール（あくまでも標準的な予定です。記載されている接種間隔で接種できなかった場合には、接種回数が変わることもありますので、必ずご相談ください。）

種類	年齢	2か月 年	3か月 月	4か月 月	5か月 月	6か月 月	7か月 月	8か月 月	9か月 月	10か月 月	11か月 月	1歳 年	2歳 年	3歳 年	就学前	小学校
<b>ロタウイルスワクチン</b> 経口生ワクチン ※いずれかのワクチンを選択します ワクチンにより接種回数異なります	① ② 27日以上の間隔 ロタリックス（1価）2回接種 （※初回1回目接種は、生後14週6日までにを行います。）															
	① ② ③ 27日以上の間隔 27日以上の間隔 ロタテック（5価）3回接種 （※初回1回目接種は、生後14週6日までにを行います。）															
<b>Hib（ヒブワクチン）</b> 不活化ワクチン ※接種開始年齢で回数異なります	① ② ③ 27日以上の間隔 27日以上の間隔 （※初回3回目接種が12月（1歳）までに完了できない場合は、必ずご相談ください。）															
<b>小児用肺炎球菌</b> 不活化ワクチン ※接種開始年齢で回数異なります	① ② ③ 27日以上の間隔 27日以上の間隔 （※初回2回目の接種が12月（1歳）、初回3回目の接種が24月（2歳）までに完了できない場合は、必ずご相談ください。）															
<b>B型肝炎</b> 不活化ワクチン 3回接種	① ② ③ 27日以上の間隔 1回目から139日以上の間隔※															
<b>4種混合（百日せき ジフテリア破傷風不活化ポリオ）</b> 不活化ワクチン 初回3回、追加1回	① ② ③ 20日以上の間隔 20日以上の間隔															
<b>BCG（結核）</b> 注射生ワクチン 1回接種	① 生後5か月～生後8か月未満															
<b>MR（麻しん風しん混合）</b> 注射生ワクチン 1期（1回）、2期（1回）																
<b>水痘（水ぼうそう）</b> 注射生ワクチン 初回（1回）、追加（1回）	※水痘に罹患した場合は、定期予防接種対象外です。															
<b>日本脳炎</b> 不活化ワクチン 1期初回2回・追加1回、2期1回																

参考：異なる種類のワクチンを接種する場合の接種間隔



※医師の判断により同時接種も可能です。同時接種をご希望される場合には、直接医療機関にお問い合わせください。

※新型コロナワクチンとの接種間隔について  
 4月1日に新型コロナワクチンを接種した場合、その他の予防接種を接種できるのは、4月15日（2週間後の同じ曜日の日）以降になります。

# 令和5年度 茂原市予防接種(小児)のお知らせ

## ◇◇定期予防接種◇◇

定期予防接種とは、国が保護者に対し努力義務として定めた予防接種です。全ての予防接種が契約医療機関(別紙参照)で接種する個別予防接種となり、定期接種の対象期間中は無料で接種ができます。

## 〇〇予防接種を受けるための注意事項〇〇 持ち物 ①母子健康手帳 ②予診票


- 原則として、住民登録のある市町村で接種することになっております。
  - 冊子『予防接種と子どもの健康』の予防接種に関する重要事項(接種年齢、予防接種の効果、副反応、健康被害救済制度など)を接種する前に必ずお読みください。
  - 内服中の薬がある場合や気になる症状等がある時は、かかりつけの医師にご相談ください。
    - (1) おたふくかぜ、水ぼうそう、風しん等の病気が治って1か月以内の方
    - (2) 発熱や下痢をしている場合 ※37.5℃以上の場合は接種できません。
    - (3) 2~3か月以内にけいれん(ひきつけ)を起こした場合
- また、平熱が37度以上の場合には、2~3日前から体温を測定し、予診票の裏面に日付、測定時間、体温を記入するようにしてください。
- 直接医療機関にお申し込みください。医療機関の指定した日に接種します。休診日の前日は接種できない場合があります。
  - 「令和5年度 定期予防接種実施医療機関名簿」以外のかかりつけの医師で個別予防接種を希望する場合は、『千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業』に参加している医療機関(医師)での接種となりますので、お問い合わせください。

※必ず保護者(父母、親権者、後見人)がお連れください。  
 特別な理由により保護者以外がお連れする場合は、必ず事前に健康管理課へご連絡ください。  
 保護者の方以外がお連れする場合は接種には委任状が必要となり、保護者のサインも必要となります。

### 【長期療養者に対する定期予防接種の機会の確保について】

長期療養者(免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病などにかかり、やむを得ず定期の予防接種ができなかった者)が快復し主治医から予防接種の許可を得た場合、定期予防接種を行うことができます。詳しくはお問い合わせください。

その他、右記のQRコードから予防接種に関する情報をお伝えしています。  
 大切な命を守り育てるために、自分達にも出来ること。それが「予防接種」です。  
 予防接種で防げる病気は予防接種で予防していきましょう。




※紛失や再発行、その他 窓口にて予診票を申請する場合には、母子健康手帳が必要です。

予防接種に関するお問い合わせ  
 [住所] 〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地 茂原市役所 健康管理課  
 [電話] 0475(20)1574 [FAX] 0475(20)1600  
 [電子メール] kenkou@city.mobara.chiba.jp

# 予防接種予診票の配付時期

令和5年4月1日変更

【予防接種名】	【配付時期と配付方法】			
	出生時	10か月頃	3歳になった翌月	小学校就学前4月上旬頃
定期 <b>ロタウイルスワクチン</b> いずれかのワクチンを選択します。 ロタリックス: 出生6週0日後~出生24週0日後までに2回接種 ロタテック: 出生6週0日後~32週0日後までに3回接種 初回1回目標準的接種期間は生後2か月から出生14週6日後まで	○			
定期 <b>ヒブワクチン(初回接種)</b> 生後2か月~7か月未満の場合、27~56日の間隔で3回接種	○			
定期 <b>小児用肺炎球菌(初回接種)</b> 生後2か月~7か月未満の場合、27日以上の間隔で3回接種	○			
定期 <b>B型肝炎</b> 対象者: 1歳未満 標準として生後2か月~9か月未満で3回接種	○			
定期 <b>4種混合:百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(初回接種)</b> 対象者: 生後2か月~7歳6か月未満 20~56日の間隔で3回接種	○			
定期 <b>BCG</b> 対象者: 1歳未満 標準として生後5か月~8か月未満で1回接種	○			
定期 <b>ヒブワクチン(追加接種)</b> 生後2か月~7か月未満の場合 初回接種終了後、7~13月の間隔で1回接種			○	
定期 <b>小児用肺炎球菌(追加接種)</b> 生後2か月~7か月未満の場合 初回接種終了後60日以上あけて、生後1歳以降に1回接種			○	
定期 <b>MR(1期)</b> 対象者: 1歳~2歳未満で1回接種 ※2歳になると対象になりません			○	
定期 <b>水痘</b> ※水痘に罹患した場合は、定期予防接種対象外です。 対象者: 1歳~3歳未満で2回接種 ※3歳になると対象になりません			○	
定期 <b>4種混合:百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(追加接種)</b> 初回接種終了後概ね1年以上あけて1年半位までの間に1回接種			○	
定期 <b>日本脳炎(1期初回、追加)</b> 対象者: 生後6か月~7歳6か月未満 標準として3歳で2回接種、4歳で1回接種 ※2期は9歳~13歳未満				○
定期 <b>MR(2期)</b> 対象者: 5歳~7歳未満の方で、小学校就学前の1年間にある方				○

出生時、ワクチン希望調査票をお渡ししますので、健康管理課に返信用封筒にて返信いただいた後、郵送させていただきます。

郵送時、初回3回の接種が市で確認できない場合、郵送できません。初回接種終了後母子健康手帳を持参し、健康管理課窓口に取りに来てください。

【B型肝炎ワクチンについて】  
 \*母子感染予防のために、健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与を受けた方は、定期接種の対象外となります。